別記様式第14号（第16条第6項関係）

出生時育児休業中の就業日等通知書

（通知日）　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

東海国立大学機構長【公印省略】

　　　　年　　月　　日に出生時育児休業中の就業日等の〔全部同意・一部同意・撤回申出〕があった標記のことについて，就業日等を下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1　休業の期間 | 年　　月　　日（　　曜日）から　　　　年　　月　　日（　　曜日）（　　日） |
| 2　就業日等  申出撤回 | (1）あなたが　　　　　年　　月　　日にした出生時育児休業中の就業日等の同意は撤回されました。  (2）あなたが　　　　　年　　月　　日に同意した出生時育児休業中の就業日等について，  　　　　　年　　月　　日に撤回届が提出されましたが，撤回可能な事由(※）に該当しないため撤回することはできません。当該日に休む場合は，  事前に　　　　　　　　　　　　　まで連絡してください。 |
| 3　就業日等 | 就業日合計　　　　　　日（就業可能日数上限　　　　　　日）  就業時間合計　　　　時間（就業可能時間上限　　　　　時間）  ①　　　　年　　月　　日（　　曜日）　の　通常勤務時間帯  ②　　　　年　　月　　日（　　曜日）　の　通常勤務時間帯 |
| 4　就業に係る  　 特記事項 |  |
| 5　その他 | 上記就業日等に就業できないことが判明した場合は，可能な限り判明した日に  人事担当者まで連絡してください。 |

（※）出生時育児休業開始日以後に就業日等を撤回することが可能な事由

一　出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

二　配偶者が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

三　婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

四　出生時育児休業申出に係る子が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により，2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。